

川西市有料広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市及び川西市教育委員会（以下「市」という。）の公共物等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 市の公共物等への広告の掲載は、新たな財源確保並びに市民サービスの向上を図るとともに、民間企業等との協働による地域経済の活性化を目指すことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の公共物等のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報誌及び印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の構築物

エ その他広告掲載が可能と市長又は教育長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載することができない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する営業に該当するもの及び風俗営業類似の業種の広告

(5) 個人、団体等の特定の意見表明を内容とするもの

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 誇大広告、不当表示など表現方法が不適切なもの

(8) 美観風致を害するおそれのあるもの

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(10) 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者、同条第4号に規定する関係機関等がその活動のために利用するもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、別表に該当すると認められるもの

（広告の規格等）

第5条 広告の規格、掲載枠数、掲載位置、掲載料、作成方法等は、広告媒体の担当所管が企画立案して、当該広告媒体ごとにそれぞれ別に定めるものとする。

（広告の募集）

第6条 広告の募集は、市の広報誌、市のホームページその他効果的な方法により行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定める広告掲載申込書に掲載希望広告の案及び次に掲げる必要書類を添付し、市長又は教育長に提出しなければならない。

(1) 法人 商業登記簿謄本、主務官庁の発行した認可証又は許可証の写し、川西市税等の課税及び納付に関する調査承諾書

(2) 個人 住民票、川西市税等の課税及び納付に関する調査承諾書

2 前項の場合において、申込者は、川西市税等を完納していなければならない。

（広告の審査）

第8条 市長又は教育長は、前条の広告掲載申込書が提出されたときは、その内容を審査し、掲載の可否を決定のうえ、その結果を別に定める広告掲載決定通知書により申込者に通知するものとする。

（川西市広告審査会）

第9条 前条の審査を行うため、川西市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる場合に会長が招集し開催する。

(1) 第7条の規定に基づき提出のあった広告掲載申込書に係るその広告掲載の可否の審査について、担当所管から要請があった場合

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める場合

3 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(1) 会長は企画財政部企画政策課長を、副会長は総務部総務課長をもって充てる。

(2) 委員は、次に掲げる組織の課長級職員及びカに掲げる者をもって充てる。

ア 市長公室広報広聴課

イ 総務部契約検査課

ウ 市民環境部生活安全課

エ 市長公室人権推進多文化共生課

オ 教育推進部教育保育課

カ その他会長が必要と認める者

(3) 委員は、自ら出席できないときは、会長の承認を得て、代理を出席させることができる。

(4) 審査案件である前項第 1 号に規定する広告掲載申込書が自らの所管の案件である場合には、審査に参画しない。

(5) 会長は、審査会の会議を運営する。

(6) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(7) 審査会の会議は、会長がその議長となる。

(8) 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(9) 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(10) 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(11) 会長は、審査会に付する必要がないと認める案件又は急を要する案件については、持ち回りにより審査を行うことができる。

4 第 2 条に規定する目的等を達成するため、各所属長は審査会の要請等に積極的に協力しなければならない。

5 会長は、審査会の審査結果及びその理由を担当所管に報告するものとする。

6 審査会の事務局は、企画財政部企画政策課に置く。

(広告内容の変更)

第 10 条 市長又は教育長は、広告内容が法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又は要綱に抵触していると判断したときは、申込者に対して広告内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 市長又は教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者への催告

その他何らの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を行わないとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと市長又は教育長が判断したとき

(広告掲載の取下げ)

第 12 条 申込者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、申込者は、書面により市長又は教育長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、申込者の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、市長又は教育長と申込者と協議のうえ、広告掲載料の一部又は全部を申込者へ返還することができる。

- 2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。
- 3 市は、広告が掲載できなかったことにより申込者に生ずるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

(申込者の責務)

第 14 条 申込者は、広告内容及び掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 申込者は、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に係る財産権のすべてにつき、権利処理が完了していることを市に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第 15 条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、市の所在地を管轄する裁判所において行うものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

１． 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの

- (1) 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがある広告
- (2) 他を誹謗、中傷又は排斥する広告
- (3) 青少年保護や健全育成に好ましくない広告
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる広告
- (5) 消費者金融の広告
- (6) 債権の取立て、回収等の広告
- (7) ギャンブル等を肯定する広告
- (8) 酒又はたばこの広告
- (9) 興信所等の広告

２． 消費者保護の観点から適切でないもの

- (1) マルチ商法、催眠商法など販売方法に問題がある広告
- (2) 投機的商品の広告
- (3) 射幸心をあおったり、誇大、不当表示その他表現方法等が適切でない広告
- (4) 出資者及び出資金の募集広告
- (5) 国家資格等に基づかない者が行う療法等の広告
- (6) 無認可商品、粗悪品などの不適切な商品・サービスを提供する広告
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (8) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現の広告

3. 次に掲げるもの

- (1) 指名停止のほか、行政指導を受けている企業等の広告
- (2) 責任の所在が明確でない広告
- (3) 社会的に不適切な広告
- (4) 国内世論が大きく分かれている広告
- (5) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (6) その他市長又は教育長が掲載を不適當と認める広告